

## 第5節【住】安全・安心な環境のまちづくり

## 施策 5-1 環境保全・美化対策の推進

## ■ 現状と課題

- 現在の社会経済活動は、大量生産、大量消費、大量廃棄などにより資源やエネルギーを多く消費し、自然の再生能力を超えるような負荷を与えることとなり、環境の劣化が大きく進み、持続可能な社会の維持が難しい状況にあります。そして、一層、複雑、多様化する環境への影響は、地域社会にとどまらず地球規模にまで広がる一方、将来にわたる問題として認識され、世界的に環境への取り組みが進められています。
- 特に、地球温暖化問題はあらゆる自然環境に影響を及ぼすものであり、オフィスや家庭などにおいて実践できる温室効果ガスの削減に向けた啓発を広く市民に呼びかけ、ひとりひとりが実行することが重要となっています。また、平成 23 年 3 月の原子力災害を受け、持続可能で環境にやさしく、放射性物質拡散のリスクもない再生可能エネルギーの普及拡大が求められています。
- また、原発事故は福島県を中心に広範囲に放射性物質を拡散させ、生活への不安や風評被害等経済活動に大きな影響をもたらしました。
- 本市も同様の被害を受けている中、市民が安心して暮らせる生活を取り戻すため、早期に放射線量の低減に向けた取り組みが求められています。
- 市では、放射線量の低減策として本格的な除染作業を実施していますが、作業に伴い発生する土砂等の仮置場の設置が喫緊の課題となっています。

## ■ 目標とするまちの姿

- ◆水と緑が身近に感じられる自然豊かなまち
- ◆みんなで考え、協働して環境保全に取り組むまち
- ◆循環型社会の形成に取り組むまち
- ◆市内の放射線量の低減が図られ、市民が安心して暮らせるまち

## ■ 施策の体系（目標達成のための施策の展開）

施 策	施策の基本方針（基本事業）	
5-1 環境保全・美化対策の推進	1	環境保全対策の推進
	2	生活環境対策の推進
	3	ごみ減量化とリサイクルの推進
	4	環境負荷の低減と省エネルギーの推進
	5	放射能除染の推進

## ■ 主な成果指標

成果指標名	近況値 (平成24年度)	目標値 (平成30年度)
一人当たりの年間ゴミ排出量	359.3kg / 年	337.0kg / 年以下
集団資源回収量	434.4 t / 年	500.0 t / 年以上
住宅用太陽光発電システム設置補助件数	240 件	500 件以上

## ■ 協働の役割

市 民	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ごみの分別を確実に実行します。</li> <li>・家庭のごみ発生の抑制に努めます。</li> <li>・節電・節水等自然環境に配慮した生活を実践します。</li> <li>・放射能に対する正しい知識を習得し、除染作業へ協力します。</li> </ul>
地域・事業所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ごみの分別を確実に実施します。</li> <li>・ごみの発生の抑制に努めます。</li> <li>・省資源、省エネルギーの推進を図ります。</li> <li>・放射能に対する正しい知識を習得し、除染作業へ協力します。</li> </ul>
行 政	<ul style="list-style-type: none"> <li>・3R運動<sup>※40</sup>の啓発活動を推進します。</li> <li>・集められたごみを適切に処理・処分します。</li> <li>・環境保全に関する普及啓発を行います。</li> <li>・省資源・省エネルギーの啓発に努めます。</li> <li>・計画期間内の除染作業完了に向けた取り組みを推進します。</li> </ul>

※40 3R運動…Reduce（リデュース=発生抑制）、Reuse（リユース=再使用）、Recycle（リサイクル=再生利用）

## ■ 施策の基本方針

### 1. 環境保全対策の推進 [5-1-1]

豊かな自然環境を保つため、生物多様性の保全を図るとともに、河川、ため池、森林、農地等の自然環境を体系的に保全し、自然と共生できる地域づくりを進めます。

また、市民、事業者、行政が共に学び、考え、行動し、環境の保全を進めます。

環境保全に関する環境情報の共有を進めるとともに、環境教育、環境学習を推進し、環境の保全と創造を担う人材の育成を図ります。

#### 【主要事務事業】

- 環境美化推進事業
- 騒音防止対策事業

### 2. 生活環境対策の推進 [5-1-2]

良好な生活環境を維持するため、市民、団体の活動やネットワークづくりを支援するとともに 不法投棄防止対策等を進めます。

#### 【主要事務事業】

- 環境美化推進事業（再掲）

### 3. ごみ減量化とリサイクルの推進 [5-1-3]

循環型社会を構築するため、3R運動の推進を図り、廃棄物の適正処理及び減量化等に努めます。

#### 【主要事務事業】

- ごみ減量化・資源化対策事業



#### 4. 環境負荷の低減と省エネルギーの推進 [5-1-4]

環境への負荷を低減し地球温暖化を防止するとともに、原子力に頼らない安全・安心なエネルギーの活用を推進するため、再生可能エネルギーや新エネルギーの普及・促進を図ります。

##### 【主要事務事業】

- 太陽光発電システム設置支援事業

#### 5. 放射能除染の推進 [5-1-5]

除染実施計画に基づき住宅除染事業を軸に、より効果的・効率的的手法等も取り入れ加速しながら、線量の低減化を図っていきます。市内全地区の除染作業完了は、平成27年度末を目標としており、国が設置予定の中間貯蔵施設の受入体制が整い次第、各地区仮置場からの土砂等の搬出を実施していきます。

##### 【主要事務事業】

- 住宅除染事業
- 線量低減化対策事業



施策 5-2 安全・安心な水環境の形成

■ 現状と課題

- 本市の水道普及率が98%までに達した現在、従来の水道普及・水需要の対応という面的・量的な供給に加えて、東日本大震災を教訓とした地震や渇水等の災害時や事故などの非常時においても、市民の生活に支障を及ぼすことのない水道施設の整備が求められています。また、原発被害の影響により、放射能対策も継続して実施しています。
- 下水道事業に関しては、公共下水道が昭和63年度より供用を開始し、平成24年末現在、整備面積が493ha、全体計画に対する整備率が48%となっており、農業集落排水事業は、平成8年度に整備が完了している状況です。
- 豊かな自然と快適な生活環境を次世代へ引き継いでいくため、今後も合併処理浄化槽の普及を含め、水洗化率の向上が必要です。

■ 目標とするまちの姿

- ◆安全でおいしい水が安定して供給されているまち
- ◆公共用水域の水質を良好に保全しているまち

■ 施策の体系（目標達成のための施策の展開）

施策	施策の基本方針（基本事業）	
5-2 安全・安心な水環境の形成	1	安全な水道水の安定供給
	2	下水道の普及推進
	3	合併処理浄化槽の普及促進

■ 主な成果指標

成果指標名	近況値 (平成24年度)	目標値 (平成30年度)
老朽管（石綿管）改修率	80.6%	100%
汚水処理人口普及率	68.4%	75.0%以上

## ■ 協働の役割

市 民	・ 節水に努めます。 ・ 排水設備の適正な維持管理に努めます。
地域・事業所	・ 節水に努めます。 ・ 排水設備の適正な維持管理に努めます。
行 政	・ 安全な水を安定供給し、市民の安心を確保します。 ・ 各種水道施設の整備を進めます。 ・ 下水道及び浄化槽の普及促進に努めます。

## ■ 施策の基本方針

### 1. 安全な水道水の安定供給 [5-2-1]

水源の確保、浄水場の改修、老朽管の更新、配水管網の整備を水道事業基本計画に基づき進めるとともに、施設の適正な維持管理に努めます。

#### 【主要事務事業】

- 水質検査事業
- 石綿セメント管更新事業
- 白沢地区施設拡張事業
- 水道施設耐震化改修事業

### 2. 下水道の普及推進 [5-2-2]

計画区域内の汚水処理施設の整備を計画的に進めるとともに、施設の適正な維持管理に努めます。

また、水洗化の普及・啓発に努めます。

#### 【主要事務事業】

- 下水道汚水処理施設整備事業
- 水洗化普及事業

### 3. 合併処理浄化槽の普及促進 [5-2-3]

浄化槽整備区域内の合併処理浄化槽の設置を促進します。

また、合併処理浄化槽の適正な維持管理の普及・啓発に努めます。

#### 【主要事務事業】

- 浄化槽設置支援事業
- 浄化槽維持管理支援事業

施策 5-3 快適な住環境の形成

■ 現状と課題

- 本市には、未整備な道路も多く存在していることから、特に日常生活と密接に関わる生活道路の整備と安全な歩行空間、車両の通行確保が求められています。
- 人口減少に伴う地域の活力の低下が懸念される中であって、定住促進につながる総合的・計画的な住宅施策の必要性が高まっています。
- また、個人住宅の耐震施策やバリアフリー化など、現代の社会情勢に即した住宅相談への体制の強化を図るとともに、老朽化している市営住宅の維持管理を図るなど、安全でより快適な住環境の形成に向けた取り組みを進める必要があります。
- 市内の公園は、気軽に運動や散策ができ、新たな交流も生まれる市民の憩いの場として利用されており、一層市民に愛され、安全で快適に利用できるよう維持管理を行っていく必要があります。

■ 目標とするまちの姿

- ◆ 日常の安全な通行が確保されているまち
- ◆ 緑豊かで災害に強い住環境が形成されているまち

■ 施策の体系 (目標達成のための施策の展開)

施策	施策の基本方針 (基本事業)	
5-3 快適な住環境の形成	1	生活道路の整備と市道の適正な維持管理の推進
	2	安全で快適な住宅づくりの推進
	3	市営住宅の適正な管理
	4	公園整備・緑化の推進

■ 主な成果指標

成果指標名	近況値 (平成24年度)	目標値 (平成30年度)
市道の改良率	46.3%	47.0%以上

## ■ 協働の役割

市 民	<ul style="list-style-type: none"><li>・地域の道路環境美化活動に参画します。</li><li>・まちの美観や景観に配慮した住宅を建築します。</li><li>・住居まわりの生活環境の維持に努めます。</li><li>・公園に親しみ、活用するとともに、維持・管理に参加します。</li><li>・緑化推進に努めます。</li></ul>
地域・事業所	<ul style="list-style-type: none"><li>・まちの美観や景観に配慮した事業所を建築します。</li><li>・地域の生活環境の維持に努めます。</li><li>・安全性と快適性に優れた住宅を供給します。</li><li>・自然環境に配慮した開発を行います。</li><li>・公園に親しみ、利用するとともに、維持・管理に参加します。</li><li>・緑化推進に努めます。</li></ul>
行 政	<ul style="list-style-type: none"><li>・市道の利便性と安全性を高めます。</li><li>・市営住宅の適正な管理を行います。</li><li>・安全、安心な住宅供給のため、適正な宅地開発を誘導します。</li><li>・公園の適正な管理を行います。</li><li>・公共施設の緑化に努めます。</li></ul>

## ■ 施策の基本方針

### 1. 生活道路の整備と市道の適正な維持管理の推進 [5-3-1]

歩行者や車両の安全な通行が図れる生活道路の整備を進めます。道路施設の定期的なパトロールを行い、また利用者からの情報提供をいただきながら、市道等の危険個所の補修を実施し、安全で円滑な道路環境を維持します。

#### 【主要事務事業】

- 生活道路整備事業
- 道路維持補修事業
- 橋りょう維持事業

### 2. 安全で快適な住宅づくりの推進 [5-3-2]

地域の特性や風土を生かすとともに、誰もが暮らしやすいコンパクトで質の高い都市環境を形成するため、民間活力による住宅地の秩序ある誘導を図るなど、定住促進につながる総合的・計画的な住宅施策を推進します。また、市民の生命と財産を守るため、耐震対策やバリアフリーに関する相談体制を強化し、住宅の安全安心の向上に努めます。

#### 【主要事務事業】

- 住宅建築耐震化促進事業
- 定住促進事業

### 3. 市営住宅の適正な管理 [5-3-3]

公営住宅長寿命化計画に基づき市営住宅の計画的な改修を行うなど、適正な管理に努めます。また、原子力災害による避難者を支援するため、復興公営住宅の整備を行います。

#### 【主要事務事業】

- 市営住宅維持管理事業
- 復興公営住宅整備事業

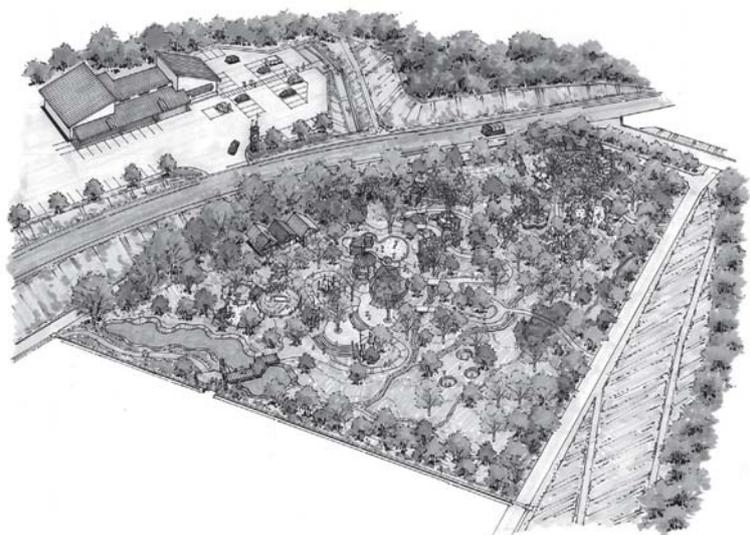
### 4. 公園整備・緑化の推進 [5-3-4]

人との交流や健康づくりなど多様な市民ニーズに対応し、子どもから高齢者まで広く市民が集い、気軽に運動や遊びに親しめる公園の整備を推進するとともに、公園の適正な維持管理を行い、利用促進に努めます。

また、公共施設や事業所の緑化を推進し、緑化誘導に努めます。

#### 【主要事務事業】

- 公園維持管理事業
- 都市緑化推進事業



## 施策 5-4 消防・防災体制の充実

### ■ 現状と課題

- 東日本大震災及び原子力災害により、本市は甚大な損害を被りました。また、大雨に伴う阿武隈川の増水による洪水や短時間での局地的な集中豪雨に伴う内水による浸水被害、土砂災害、火災など幾度にわたり災害を経験しています。
- 今後発生しうる地震や風水害、土砂災害、竜巻等の自然災害、火災、原子力災害、武力攻撃等から生命、健康、財産を守り、安心して暮らせるまちを実現させるには、これまでの災害の経験を教訓とし、本宮市地域防災計画に基づき、防災・減災<sup>\*41</sup>の取り組みの強化を図る必要があります。
- 行政による「公助」に加え、自分の身は自分で守る「自助」、地域や身近にいる人どうしが助けあう「共助」の取り組みを推進し、平時から地域ぐるみで災害に備えておくことが重要です。
- 各災害に応じた防災教育、訓練等による防災意識の高揚や消防団、広域消防本部、企業、自治体等による連携、自主防災組織の育成、さらには災害時の避難対策強化等を図る必要があります。
- また、今後首都直下、南海トラフ連動型地震等の発生なども懸念されており、広範囲にわたる大規模災害に備え、自治体間等の連携の必要性が高まっています。
- このような状況を踏まえ、福島県内・県外市町村や企業と災害時応援協定を締結するなど、災害時に備えた取り組みの強化を図っています。

### ■ 目標とするまちの姿

- ◆ 過去の災害を教訓とし、消防・防災体制が確立されているまち
- ◆ 市民の防災意識が高まり、火災発生件数が少ないまち

### ■ 施策の体系（目標達成のための施策の展開）

施策	施策の基本方針（基本事業）	
5-4 消防・防災体制の充実	1	消防力の強化と火災予防対策の推進
	2	災害対策の推進
	3	自治体間等連携の推進

※41 減災…災害による被害をできるだけ小さくする取り組み

## ■ 主な成果指標

成果指標名	近況値 (平成24年度)	目標値 (平成30年度)
火災発生件数	12件/年	0件/年
自主防災組織数	18組織	116組織

## ■ 協働の役割

市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>消防団や自主防災組織に参加します。</li> <li>災害に関する知識を身につけるとともに、地域の避難経路、避難所の確認や、市や地域で行う防災訓練に積極的に参加します。</li> <li>災害発生時には、自ら身を守り（自助）地域で助け合う（共助）活動に協力します。</li> </ul>
地域・事業所	<ul style="list-style-type: none"> <li>自主防災組織を結成し防災訓練の実施、防災資器材の整備、要援護者の確認支援等に努めます。</li> <li>顧客や従業員の安全確保、業務の早期再開に努めます。</li> <li>地域の貢献の役割を認識し、防災体制の整備・防災訓練の実施に努めます。</li> </ul>
行政	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民の生命を守り、財産の被害を最小限にするため、地域防災計画に基づき、防災・減災の取り組みを強化します。</li> <li>各関係機関と連携し、消防防災体制や施設の整備、資器材の備蓄等を行います。</li> <li>自治体や事業所等との災害時相互応援協定の締結により、大規模災害に備えます。</li> <li>土砂崩れや水害が予想される箇所について、国、県等と連携して被害の未然防止に努めます。</li> </ul>

## ■ 施策の基本方針

### 1. 消防力の強化と火災予防対策の推進 [5-4-1]

安達地方広域行政組合と連携し、消防団及び自主防災組織の充実を図り、防災体制の強化に努めます。

また火災に対してより迅速に対応するため、日ごろの訓練による防御技術の向上、防火水槽や消火栓など消防水利の確保、消防車両・消防機器の定期的な更新により、消防力の充実に努めます。

#### 【主要事務事業】

- 消防団活動事業
- 消防施設維持管理事業
- 消防関係車両管理事業
- 消防屯所建設事業

## 2. 災害対策の推進 [5-4-2]

東日本大震災や原子力災害、水害等過去の災害の教訓を活かし、「自助」「共助」「公助」を基本に、市民や地域、関係機関・団体との連携を図り、迅速かつ適切に対応できる危機管理体制を構築するとともに、防災資機材の整備や備蓄に努めます。

また、防災訓練、防災教育、自主防災組織の取り組み等を推進しながら、市民の防災意識の高揚を図るとともに、災害時に備えた対策の強化を図ります。

### 【主要事務事業】

- 防災体制整備事業
- 水防活動事業
- 防災通信施設管理事業
- 防災訓練実施事業

## 3. 自治体間等連携の推進 [5-4-3]

東日本大震災のように災害が広域な規模で発生した場合などの大規模災害時に対応するため、県外自治体との相互応援協定や、災害発生時の支援物資やサービスが緊急な必要な場合に備え、事業所や団体等との応援協定を推進し、連携強化に努めます。

### 【主要事務事業】

- 防災体制整備事業（再掲）
- 防災通信施設管理事業（再掲）



施策 5-5 防犯・消費者保護対策の推進

■ 現状と課題

- 全国的に凶悪・複雑な犯罪が発生しており、日常生活の安全・安心の確保が大きな課題になっています。本市でも、地域、学校、保護者や防犯関係団体等と連携・協力しながら犯罪防止活動を行っていますが、児童を狙った声掛け事件等が後をたたないことから、より一層防犯意識の高揚と地域安全対策の強化が求められています。
- また、近年、なりすまし詐欺、高齢者を中心とした訪問販売等や若年層を中心としたインターネット等の架空請求等でのトラブルや被害に巻き込まれるケースが発生しています。
- このような中、本市では、消費者保護対策として、広報活動を通じての情報提供や相談体制を推進していますが、今後も悪質商法が複雑かつ巧妙で多様化していくと予想しています。
- このため、消費者自身が悪徳商法等を見抜く目を養い、対処できるよう福島県等の関係機関、団体等と連携しながら情報の提供等の啓発を推進する必要があります。

■ 目標とするまちの姿

- ◆ 犯罪のない安心して暮らせるまち

■ 施策の体系（目標達成のための施策の展開）

施策	施策の基本方針（基本事業）	
5-5 防犯・消費者保護対策の 推進	1	防犯体制の充実
	2	安全な消費生活の充実

## ■ 主な成果指標

成果指標名	近況値 (平成24年度)	目標値 (平成30年度)
犯罪発生件数	147件/年	130件/年以下
防犯灯設置数	1,151箇所	1,390箇所以上

## ■ 協働の役割

市民	・自己及び家族の安全は、自分で守るという意識をもって日常生活を送ります。 ・地域の安全・安心を守る活動に積極的に参加します。
地域・事業所	・地域の連帯意識を高め、犯罪を抑制する機能を高めます。 ・防犯灯の整備を行います。
行政	・啓発と防犯活動組織への支援、協力をを行います。 ・防犯灯の整備を行います。

## ■ 施策の基本方針

### 1. 防犯体制の充実 [5-5-1]

警察・行政・学校・防犯団体・地域等の連携のもと、防犯活動を積極的に展開し、市民一人ひとりの防犯意識の高揚を図るとともに、防犯灯の整備などにより地域の安全を図り、犯罪が発生しにくい環境づくりに努めます。

#### 【主要事務事業】

- 防犯活動支援事業
- 防犯灯整備事業
- 防犯カメラ整備事業
- 防犯灯維持管理事業

### 2. 安全な消費生活の充実 [5-5-2]

消費者保護に関しては、正しい知識の情報提供や啓発を推進し、トラブルや被害を未然に防ぐとともに、関係機関、団体等と連携した相談体制の充実を図ります。

#### 【主要事務事業】

- 消費生活啓発・相談事業

施策 5-6 交通安全対策の推進

■ 現状と課題

- 本市を含め全国的にも交通事故の発生件数は減少傾向にありますが、依然として、悪質な運転者や交通弱者の子供や高齢者等が関係する事故が発生しており、死亡事故等重大な事故につながる恐れがあります。
- 悲惨な交通事故を撲滅し、安全・安心な社会を形成するため、関係機関、団体、地域、事業所等が一体となって推進する必要があります。
- また、安全な交通環境を構築するため、交通事故の発生の恐れがある場所についての交通安全施設の整備を図る必要があります。

■ 目標とするまちの姿

- ◆ 交通事故の発生、被害が減少し、生活の安全・安心性が高いまち

■ 施策の体系（目標達成のための施策の展開）

施策	施策の基本方針（基本事業）	
5-6 交通安全対策の推進	1	交通安全体制と運動の充実
	2	交通安全施設の整備

■ 主な成果指標

成果指標名	近況値 (平成24年度)	目標値 (平成30年度)
交通事故発生件数	130件/年	125件/年以下

■ 協働の役割

市民	・交通安全に対する高い意識を持ち、交通ルールの遵守と正しいマナーを実践します。
地域・事業所	・町内会・行政区を通じて、交通安全を啓発します。 ・交通安全に対する啓発、研修を実施します。
行政	・交通安全意識の普及・啓発を図ります。 ・交通安全に関する情報の提供を行います。 ・交通安全施設の整備を行います。

## ■ 施策の基本方針

### 1. 交通安全体制と運動の充実 [5-6-1]

幼児や高齢者等を交通事故から守るため、学校、地域、警察や関係団体等との連携による交通安全教室や街頭での啓発活動等を実施し、交通安全意識の高揚を図ります。

また、運転者へは、街頭活動や事業所、関係団体等を通じて飲酒運転等の悪質な事故防止や全席シートベルト着用徹底の啓発に努め、悲惨な交通事故の撲滅を目指します。

#### 【主要事務事業】

- 交通教育専門員活動事業
- 交通安全活動事業
- 交通安全活動団体支援事業

### 2. 交通安全施設の整備 [5-6-2]

歩道の整備、カーブミラーやガードレール等に関する地域ニーズを収集しながら、交通安全施設の整備を図り、安全な道路環境づくりを進めます。

#### 【主要事務事業】

- 交通安全対策施設整備事業



施策 5-7 計画的な土地利用の推進

■ 現状と課題

- 本市の土地利用の状況は、総面積 87.94km<sup>2</sup>のうち、農用地 23.56km<sup>2</sup> (26.8%)、森林 27.02km<sup>2</sup> (30.7%)、水面・河川・水路 3.12km<sup>2</sup> (3.5%)、原野 0.25km<sup>2</sup> (0.3%)、道路 9.52km<sup>2</sup> (10.8%)、宅地 8.59km<sup>2</sup> (9.8%)、その他 15.88km<sup>2</sup> (18.1%) となっています。
- その中で市街地は、ほぼ本市の中央を北流する阿武隈川や国道 4 号の両側に広がる平坦地を中心に形成されており、また、東北自動車道本宮インターチェンジ周辺や市の北部、さらに東部の丘陵地帯に工業団地が点在しています。
- 農用地と山林は、市街地の周辺を取り囲む形で広がっており、阿武隈川の西部には大規模な水田が分布する一方、東部は河川沿いの小規模農用地が多く、山林が混在しています。
- 産業構造の変化により、社会ニーズに対応した土地利用が求められています。
- 土地は、現在及び将来における市民のための限られた資源であるとともに、生活及び生産を通ずる諸活動の共通の基盤となるものです。福島県のほぼ中央という地の利を活かすとともに、美しい自然との調和を図りながら、土地利用関連計画(国土利用計画、都市計画マスタープラン、農業振興地域整備計画、森林整備計画)に基づき、市の発展と定住促進につながる計画的な土地利用を推進する必要があります。

■ 目標とするまちの姿

- ◆ 地域の特性を活かし土地を有効に活用しているまち
- ◆ 総合的に秩序ある土地利用が行われているまち
- ◆ 利便性が高く美しい自然との調和のとれた住みよいまち

■ 施策の体系(目標達成のための施策の展開)

施策	施策の基本方針(基本事業)	
5-7 計画的な土地利用の推進	1	土地利用の方針の明確化
	2	土地利用の方針に即した土地利用の推進

## ■ 主な成果指標

成果指標名	近況値 (平成24年度)	目標値 (平成30年度)
農用地面積※42	23.56km <sup>2</sup>	23.00km <sup>2</sup>
森林面積	27.02km <sup>2</sup>	26.79km <sup>2</sup>
宅地面積	8.59km <sup>2</sup>	9.15km <sup>2</sup>

## ■ 協働の役割

市民	・自然と調和を大切にした土地利用に協力します。
地域・事業所	・市の土地利用方針に沿った土地利用に協力します。
行政	・市の土地利用計画を定め、適正な土地利用への誘導を行います。 ・土地利用の基本的方向に基づき、市街地の形成を促進します。

## ■ 施策の基本方針

### 1. 土地利用の方針の明確化 [5-7-1]

基本構想で示された土地利用の方針をもとに、美しい自然との調和を図りつつ、市の生活環境の確保による均衡ある発展と定住促進につながる住みよいまちづくりを進めるため、「本宮市国土利用計画」において適正かつ産業構造の変化や社会ニーズに対応した土地利用の誘導を図ります。

また、より具体的計画である「都市計画マスタープラン」、「農業振興地域整備計画」及び「森林整備計画」により、整合性を図りながら方針の明確化を行います。

#### 【主要事務事業】

- 都市計画マスタープラン策定事業
- 農業振興地域整備計画策定事業

### 2. 土地利用の方針に即した土地利用の推進 [5-7-2]

「国土利用計画」、「都市計画マスタープラン」、「農業振興地域整備計画」及び「森林整備計画」の適正な運用を図ります。

#### 【主要事務事業】

- 開発指導事務

※42 農用地面積、森林面積、宅地面積…各面積の近況値は、直近国勢調査実施年(平成22年)を基準年として算出した面積。

## 施策 5-8 都市基盤の形成

### ■ 現状と課題

- 本市は、東北自動車道と国道4号が南北に走り、東北自動車道と磐越自動車道が交差する郡山ジャンクションが近接している、市外からのアクセスがしやすい交通の要衝です。
- 一方、市内においては、東西方向に広がる道路網の配置が脆弱であり、東西方向に伸びる幹線道路の整備が必要となっています。
- これまでの河川の洪水氾濫に加え、局地的な集中豪雨による浸水被害も増加しており、雨水処理施設の整備が急務となっています。
- 本市の中央部を北流する阿武隈川は、美しい水辺環境を形成していますが、幾度となく水害をもたらしてきました。
- 「平成の大改修」による河川整備が進められ、河川の水位上昇による水害に対する安全度が向上していますが、本築堤事業は現在整備途中であり、早期完成が望まれています。
- さらに、本宮駅周辺の中心市街地においては、駅東口広場の整備により一定の利便性の向上が図られましたが、駅西側からのアクセスについては課題が残っています。
- 五百川駅前については、朝夕の通勤通学時の混雑がみられることから、安全性の確保と利便性の向上が求められています。
- このため、本宮駅東西自由通路・西口広場及び五百川駅を含めた駅周辺の環境整備を推進し、にぎわい創出と安全性の向上を図り、都市ネットワークを構築する総合的なまちづくりを進める必要があります。
- 白沢総合支所周辺については、公共施設が集積する地域の拠点として、複雑な道路形状を解消し、安全性の確保と利便性の向上、さらには憩いの場としての環境整備が求められています。
- 平成21年4月にスタートした新公共交通システムは、路線バスが二本松市岳方面、郡山市磐梯熱海方面、長屋方面の3系統と、市内巡回バス、ダイヤモンドタクシー（イクタンタクシー）の3形態5路線があり、利用者は年々増加している状況です。
- 通勤・通学者を含め、高齢者や障がい者等交通弱者にもやさしい利便性の高いまちづくりには、コンパクトで質の高い都市環境に対応した地域交通体系システムの持続的な提供と利用促進を図ることが重要です。

### ■ 目標とするまちの姿

- ◆ 安全で快適な道路網の整備を進めるまち
- ◆ 土砂・浸水被害から生命・財産が守られているまち
- ◆ 都市・地域拠点を中心に、にぎわいのある暮らしやすいまち
- ◆ 公共交通が市民の足として定着しているまち

## ■ 施策の体系（目標達成のための施策の展開）

施策	施策の基本方針（基本事業）	
5-8 都市基盤の形成	1	都市計画道路・幹線市道の整備
	2	治山・治水対策の推進
	3	中心市街地の整備
	4	公共交通体系の整備

## ■ 主な成果指標

成果指標名	近況値 (平成24年度)	目標値 (平成30年度)
都市計画道路整備率	51.4%	53.0%以上
市内公共バス利用者数	66,633人/年	78,000人/年以上

## ■ 協働の役割

市民	・市街地づくり、都市づくりに参画します。
地域・事業所	・用途に応じた適正な開発を行います。
行政	・市街地の開発・整備に当たっては、市の都市計画の基本方針に基づき、適正な市街地形成の誘導を行います。 ・雨水幹線の整備を推進します。

## ■ 施策の基本方針

### 1. 都市計画道路・幹線市道の整備 [5-8-1]

市内外を結ぶ都市計画道路や幹線道路ネットワーク網の整備を進め、交通量を分散させ渋滞の解消や緩和を図り、地域間交流と発展を促進します。

また、県道となっている都市計画道路の早期完成に向け、県に協力して事業を推進します。

#### 【主要事務事業】

- 重石・上山田線（上ノ橋架替）整備事業
- 中條・狐森線（合併支援道路）整備事業
- 大山・松沢線（安達太良ドリームライン）整備事業

## 2. 治山・治水対策の推進 [5-8-2]

本宮市地域防災計画に基づき、土砂災害の未然防止に努めるとともに、市街地中心部を北流する阿武隈川や、それに合流する五百川などの河川の洪水被害を未然に防止するために、安全で安心な生活が確保できるよう、阿武隈川左岸築堤事業をはじめとする治水事業を推進します。また、内水による浸水被害を防止するため、雨水幹線の整備を推進するとともに、水路の改良を行います。

### 【主要事務事業】

- 下水道雨水処理施設整備事業
- 阿武隈川左岸築堤推進事業
- 用悪水路改良事業
- 河川維持管理事業

## 3. 中心市街地の整備 [5-8-3]

本宮駅周辺の中心市街地について、「本宮の顔」となる本宮駅東口広場を核としながら、東西自由通路・西口広場などを整備し、本宮駅周辺の東西アクセスを向上させ、回遊性のある歩行者動線の確保により、快適な生活と賑わいのあるまちづくりを進めるとともに、災害に強い、安全で安心なまちづくりを進めます。

また、五百川駅前については、周辺地域の土地利用と併せた検討を行い、定住促進につながる安全で利便性の高い環境の整備促進を図ります。

地域の拠点となる白沢総合支所周辺地域については、安全性と利便性を備えた道路と憩いの場となる環境整備を行います。

### 【主要事務事業】

- 駅周辺等整備事業
- 本宮停車場・中條線整備事業
- まちづくり道路整備事業
- 白沢総合支所周辺整備事業

## 4. 公共交通体系の整備 [5-8-4]

高齢者や障がい者等交通弱者の移動手段の確保と、通勤・通学者の利便性に配慮した地域交通体系システムのさらなる利用促進を図るとともに、定期的な利用実態調査により、公共交通サービスの向上を図ります。

### 【主要事務事業】

- 地域公共交通運行支援事業